

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(通信用建物の空き情報等の提供) 第 99 条の 2 1 ~ 2 (略)</p>	<p>(通信用建物の空き情報等の提供) 第 99 条の 2 1 ~ 2 (略) <u>3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所 (この項において、MDF 端子に係るものを除きます。) が不在の当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします (当該情報については、1 ヶ月ごとに更新します。)。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。</u></p>
<p>(光回線設備等に係る情報の提供) 第 99 条の 6 1 ~ 2 (略) 3 当社は、協定事業者から光配線区域の範囲に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(光回線設備等に係る情報の提供) 第 99 条の 6 1 ~ 2 (略) 3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第 3 号に規定する情報の提供を請求するときは、第 1 号又は第 2 号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。 <u>(1) 光配線区域の範囲 (契約者回線等に基づく住所等を提供します。以下同じとします。)</u> <u>(2) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標</u> <u>(3) 光配線区域内の加入電話等 (契約者回線、専用サービス契約約款等に基づく契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線及び未利用回線のうち、メタリックケーブルに係るものをいいます。以下同じとします。) の敷設数</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供) 第 99 条の 7 (略) (1) ~ (5) (略) (6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数</p> <p>(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>2 (略)</p>	<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供) 第 99 条の 7 (略) (1) ~ (5) (略) (6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数 (光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。) (7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無 <u>(8) 収容局ごとの光配線区域数 (加入電話等の施設状況により分類した内訳を含みます。) 及び加入電話等の敷設数</u></p> <p>2 (略)</p>

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(14) (略)	(略)

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区分	単位	手続の額	備考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(14) (略)	(略)
(15) 光配線区域情報調査費の適用	2(手続費の額)2-1第26欄ウ欄に掲げる手続費については、ア欄又はイ欄に掲げる手続費と組み合わせて適用します。

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区分	単位	手続の額	備考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	(略)
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに 1,561円
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに 2,757円

附 則(平成24年12月27日西設相制第78号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年1月10日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者は、第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項なお書きの規定にかかわらず、この改正規定の実施前に同条第3項第1号に規定する情報の提供を受けた場合は、当該情報に係る通信用建物について同条第3項第3号に規定する情報のみの提供も請求することができます。この場合において、当社は、同条第3項第3号に規定する情報提供の請求を受けた時点の光配線区域に係る情報を回答します。

3 協定事業者は、前項に規定する情報の提供を受けた場合は、料金表第2表第2(手続費)1(適用)第15欄の規定にかかわらず、2(手続費の額)2-1(手続費)第26欄ウ欄に規定する手続費のみの支払いを要します。